

## 「障害者差別解消市民アクション」会則

### 第1条 名称

会の名称を「障害者差別解消市民アクション」とする。

### 第2条 目的

この会は、東京都内を中心に、障害者差別解消のための意識改革と行動形成を促す研修等の取り組みの開発・普及活動を目的とする。

### 第3条 活動内容

目的を達成するために、以下の活動を行う。

- (1) 障害平等研修(以下、DET)など障害の社会モデル・合理的配慮を進めていく取り組みに関する学習活動を実施する。
- (2) 障害者差別解消法の理念に沿う、自治体・企業等に対する研修へのアプローチ理念に則り、自治体・企業等に対しDET及び、その他の差別解消のための研修などを紹介する。
- (3) DET及び、その他の差別解消のための研修に関する広報を行う。
- (4) DETファシリテーター研修修了者向け、及びその他の差別解消のための研修を行う者向けにフィールドワークを場面提供する。

### 第4条 会員、入退会

会員は相互に自立対等でそれぞれ責任を負う。会の目的に賛同する団体や個人は誰でも入会でき、退会は自由意志による。障害者差別解消のための意識改革と行動形成を促す取り組みや、DET及び、その他の差別解消のための研修等の発展に誠意誠実をもち活動する。

### 第5条 世話人・役割

世話人を若干名設ける。世話人は会の運営を行う。世話人の任期は1年とし、再選は妨げない。世話人は総会で互選する。

### 第6条 会費

会費は設けない。

### 第7条 会議

この会は、次の会議の開催を基本とする。

- (1) 総会  
会則、活動、運営、会計など会に必要な事項を議決する。年に1回開催を基本とする。
- (2) 定例会  
総会の決定事項を執行するために必要な事項の意思決定を行う。
- (3) 世話人会  
定例会の運営を円滑に行うために、必要な事項の整理を行う。

### 第8条 会則の改正

会則の改正は総会での出席者の過半数の賛成を以って行う。

### 第9条 事業年度

事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10条 所在地

この団体を次の所在地に置く。  
東京都大田区北馬込2-27-11

第11条 設立年月日

本会の設立年月日は2014年5月11日とする。

附則1

この会則は、2015年5月11日から施行する。

附則2(2017年6月30日追加)

第10条および第11条は、2017年6月30日から施行し、2017年5月17日から適用する。

附則3

この会則は、2021年1月4日から施行する。